

業者各位

航空自衛隊第4航空団
契 約 担 当 官

同等品で対応される場合の手続きについて

入札内訳書に「又は同等以上のもの（他社の製品を含む）」と表示のある物品については、例示品として示したメーカー・型番の品目のほか、それと同等以上の品目（以下、「同等品」という。）による応札が可能です。

同等品による応札の場合は、以下の手続きにより事前に同等品確認申請を行ってください。

1. 同等品の定義

同等品とは、規格・品質・性能等が例示品と同等以上であるものをいいます。

2. 同等品審査の方法

同等品確認申請を行おうとされる方は、指定する日時までに、「同等品確認申請書」に、当該申請物品の諸元が確認できるカタログ等を添付して、会計隊契約班へ提出して下さい。

3. 同等品確認結果の通知

指定する日時までに提出された「同等品確認申請書」については、同申請書の「判定欄」に、可否の審査結果を記入したものを返送（FAX又は手交）することにより通知致します。

なお、審査結果が入札（見積）日の前日までに届かない場合は、会計隊までお問い合わせ願います。

以上